

平成22年（行ウ）第11号

原告 宮 部 龍 彦
被告 滋 賀 県

原告第1準備書面

平成23年1月18日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原告 宮 部 龍 彦

第1 被告の主張に対する認否

1 被告答弁書について

争う。本件処分のうち，本件情報を非公開としたことは取り消されるべきものであるから，本件情報の公開の義務付けを求める訴えは正当である。

2 被告第1準備書面の第1の2について

認める。訴状の記載は誤りで，一次処分を取り消すべきであるとした滋賀県情報公開審査会答申の日付は平成21年3月5日である。

3 同3について

同和地区と見なされた地区に何らかの関係を持っていることで差別されるおそれがあるということについては否認する。住民に限らず，同和行政に携わる自治体職員など，同和地区に関係を持つ人は多岐に渡るし，様々な同和地区があるので少なくとも同和地区一般にいうことはできない。

4 同4について

同和対策地域総合センター要覧（以降「要覧」という）自体が公知のものでなかったことは認める。ただし，書かれた内容はおおむね公知のことである。

要覧が，過去に番号管理されていたことは認めるが，不要になれば廃棄するように徹底されていたことについては否認する。現在，要覧は被告の管理を離れており，被告は要覧の配布先等を把握していない。例えば，要覧の何冊かは東近江市役所にごく最近まで存在しており，不要になれば廃棄するように被告

から東近江市に対して指示があった事実はない。

5 同6について

公開条例第6条第6号アないしオが例示列举であることは、認める。

6 同7について

同和地区で混住がすすんでいることは認めるが、同和地区名リストを利用した身元調査や、同和地区に関係することで忌避されるおそれがあるということは否認する。

7 同第2の1「同和問題」について

政府諮問機関等による答申、事業法の制定、意見具申についての事実経過は認める。過去及び現在の社会状況については知らないし争う。

8 同2「差別事象および意識調査結果等」について

いわゆる部落地名総鑑と呼ばれるものについて、乙12号証の1, 2の事件については事件の存在自体を否認する。他の事件の事実関係については不知。

戸籍の不正取得や同和地区問い合わせ事件の存在については否認ないし不知。

乙9号証の差別落書きと呼ばれるものについては否認ないし不知。

意識調査の評価については争う。

9 同3「現在被告が実施している同和対策事業等」について

計画の策定などの経過については認める。

10 同4「本件対象公文書および非公開部分について」について

同和対策事業に関する地図の内容については不知。その余は認める。

11 同5「非公開理由1（公開条例第6条第1号該当性）」について

(1)は認める。

(2)は認める。

(3)ア（ア）aは認める。

(3)ア（ア）b, cは否認する。

(3)ア（ア）dは本件公文書2および本件公文書3に記載された地区名が県

内の同和地区名をほぼ網羅したものであることは認める。その余は否認する。

(3)ア (ア) e は争う。

(3)ア (イ) a は認める。

(3)ア (イ) b は否認する。

(3)ア (イ) c は設置管理条例が公にされていることは認めるが、その余は否認する。

(3)ア (ウ) は争う。

(3)イ (ア) a は不知。

(3)イ (ア) b, c, d は否認ないし争う。

(3)イ (イ), (ウ) は争う。

(3)ウ (ア) a は不知。

(3)ウ (ア) b はおおむね認める。ただし、同和地区を特定と言っても区域が確実に分かるものではない。

(3)ウ (ア) c は滋賀県版部落地名総鑑との評価は争う。要覧の管理状況については否認する。その余は不知。

(3)ウ (ア) d は施設名等が同和地区名に準じる情報であることは認めるが、その余は否認する。

(3)ウ (ア) e, f は否認する。

(3)ウ (イ) a は認める。

(3)ウ (イ) b は設置管理条例と、要覧に記載されたセンターの名称と位置が文字情報とし同一であること、同和地対策地域総合センター要覧に記載されているセンターの名称と位置に県内の同和地区一覧に近い意味合いがあることは認める。その余は否認ないし争う。

(3)ウ (イ) c, d は争う。

(3)ウ (ウ) は争う。

(3)エ (ア) a はおおむね認める。ただし、同和地区を特定と言っても区域が確実に分かるものではない。(3)ウ (ア) b, c, d, e はセンターの利用

対象地域名が地区名や施設名などと同等であることは認める。その余は否認ないし争う。

(3)ウ(イ)，(ウ)は争う。

1 2 同6「非公開理由2（公開条例第6条第6号該当性）」について

(1)，(2)は認める。

(3)アはおおむね認める。ただし，同和地区を特定と言っても区域が確実に分かるものではない。

(3)イは差別意識の解消が十分に進んでいないこと，差別事件の発生が後を絶たないことは否認する。その余は争う。

(3)ウは否認する。

(3)エのうち，原告がインターネット上に同和地区名リストを掲載している等の事実関係については認めるが，「身元調査などに利用できる」「差別を助長する悪質な行為」については否認する。原告が平成17年11月から運営しているブログ「鳥取ループ」は，同和問題に関係する言論や出版の自由を（多少の皮肉をまじえつつ）問題にしているもので，不当な検閲には従わず，原告の判断と責任で様々な情報を公開しているものである。また，常に事実関係を正確に調べて，公益性の高い情報を掲載するように務めており，偏見や差別を助長する行為は行っていない。

(3)オは争う。

1 3 同第3「結語」について

争う。

第2 原告の主張

1 本件情報を公開することの意味について

(1) 本件情報の公開の意義は，実質的な情報の公開よりも，公開条例（乙1号証）第1条にある説明責任が果たされることである。

(2) 被告は公開された情報が「滋賀県版部落地名総鑑」となることや，

「身元調査」に利用されることを危惧する。

しかし、本件情報の公開を待たずとも、少しの労力で滋賀県内の同和地区一覧を作成することが可能である。さらに、ある住所が同和地区内や同和地区の付近にあること（言い換えればセンターの近くにあること）を調べるのは、もっと簡単である。

また、一民間団体に過ぎない部落解放同盟滋賀県連合会は公然と同和地区の場所を把握している実態がある（甲17の1，2号証）。

- (3) 被告が存在すると主張する部落差別には、いつ、どこで、誰が、といった具体性が一切無い。

一方で、同和地区の場所が秘密であることが悪用された事例は、甲7号証に示している通り、いつ、どこで、誰がやったのかははっきりしている。

- (4) 被告は具体的に地区名を示すことなく、同和地区に関係すると個人の権利利益が侵害されるおそれがある旨を主張する。それは原告が訴状に列挙した具体的な64地区全てについて、そうだと言っているのと同様である。

しかし、実際は同和地区と言っても地区ごとに様々であり、そのような一般化ができるとは考えにくい。

- (5) 同和地区に「関係すると個人の権利利益が侵害されるおそれがある」と行政が説明すれば、それを真に受けた人は具体的に知ることができるその地域を忌避したくなるし、忌避されるから「関係すると個人の権利利益が侵害されるおそれがある」というのであれば、堂々巡りである。

- (6) 被告が説明する通り、特に昭和50年以降の歴史的経緯から、同和地区がどこにあるかということは、禁忌事項となっていることは理解できる。しかし、現実に同和地区の場所が秘密かどうか、同和地区の場所

を公言すると誰かに不利益が生ずるかということとは別問題である。

- (7) 過去の経緯から、本件情報の公開により一部から反発が起こる可能性はあるが、今さら誰かの権利利益が侵害されるということはありません。むしろ、地区名を禁忌としなくなることで、後述の草津市で見られるように、同和と一律に網をかけるのではなくて、地域対策として個別に議論しやすい環境ができるという公益がある。

2 同和地区と同和関係者

- (1) 本件情報は、センターが設置された62地区ないし同和対策事業の対象とされた64地区に関するものであり、他の「被差別部落」や「いわゆる同和地区と見なされた地区」のようなものを考慮する必要はない。
- (2) 被告第1準備書面第1の3は「いわゆる同和地区と見なされた地区に関し、地区と何らかの関係を持っていることで同和地区出身者等と認識され、差別されるおそれがあることが問題」とする。
- (3) しかし、同和対策事業の対象者は、乙4号証「同和対策地域総合センター要覧」の334ページにあるとおり、センターに備えられた「対象地域の世帯票」により世帯単位で把握されている実態があった。同和対策の対象者は、法律上は同和地区住民であるが、運用上は「属人」（穢多非人等との系譜関係を持つ人ということが建前であるが、そのようなことは分からないことから、事実上は同和地区にある程度長く居住した者の子孫のことであると考えられる）、あるいは同和地区に現住する属人という意味で「属地属人」が対象とされた。

同和対策審議会答申にも混住ということが説明されており（乙5号証8ページ）、滋賀県では当時の混住率（同和地区内の属人の割合）は90%以上であったとされるが、被告のいうとおり、現在は混住がすすんでいる。例えば草津市の資料（甲11の1～4号証）では同和地区内の属人以外の割合が混住化率として示されており、西一地区では73.1

8%，橋岡地区では80.80%，芦浦地区では33%という数値が示されている。

被告の説明通りであれば，差別されるおそれがあるのに同和対策の対象とされなかった人が多数いたことになるし，自分が差別対象であると認識せずに同和地区に居住している人が相当数いる事実と矛盾する。

3 同和問題について

(1) 同和対策事業の経過については，概ね被告第1準備書面第2の1の通りである。しかし，被告第1準備書面第2の1(3)にある「同和問題に対する特別対策は終了した」ということは正確ではない。名目上は特別対策ではない「一般対策」と呼ばれるものは，単なる名称の変更であったり，同和関係者を障害者などの他の社会低弱者と同列に扱っていたり，本当の意味で一般対策になっていないものが少なくない。

例えば「地域総合センター事業推進費」（甲8号証）は一部が国と滋賀県から補助されている。センターの利用者は同和地区住民に限られてはいないが，滋賀県ではセンターの設置場所は同和地区またはその近隣であることから，事実上の同和対策と言える状況である。

また，滋賀県教育委員会による「子どもを支える人権のまちづくり促進事業」は，ほとんど全てがセンターで行われてるだけでなく，実質は同和地区住民を対象に行われているものが多くあった（甲9号証「滋賀県情報公開審査会答申第46号」）。

市町では未だに多くの同和対策事業が継続されているのが実態である。例えば，草津市の事例（甲10号証）では税の減免や個人給付など多岐に渡っており，現在廃止を含めた見直しが進められている。

(2) 一方で，日野町のように完全に特別対策を終了した自治体もある（甲11号証）。

このように，同和問題の状況は自治体によって非常に違いがあるため，一律にこうであると言うことはできない。

(3) また、地区による違いも大きく、被告第1準備書面第2の1(3)にある「差別意識や、教育、就労、産業等の面における格差」は同和地区全般に言えることではない。

甲11の1～4号証はそれぞれ草津市の西一、芦浦、橋岡、新田の状況である。なお、資料では地区名が伏せられているが、全ての地区にセンターがあることと、地理的状況や人口、世帯数から容易に地区名が特定できる。例えば、西一地区ではほとんど一般地区との格差がなくなっている一方で、新田地区では経済的にも教育的にも様々な問題があることが報告されている。

なお、草津市の資料に掲載されたデータは地区内外を比較したのではなく、「属地属人」とそれ以外の人を比較したものであるため、属地属人の定義が曖昧な現状では、信頼性に疑問がある。

4 差別事象について

(1) 被告第1準備書面第2の2(1)について、乙12号証1、2の「部落地名総鑑」は原告が実物を持っている（甲13号証）が、滋賀県内の地名（甲13号証6ページ）を見れば分かる通り、原告が訴状で示した64地区を満たしておらず、関係ない地名も多数含まれている。大津市京町（以前部落解放同盟滋賀県連の事務所があった）や大津市におの浜（現在の部落解放同盟滋賀県連の所在地）といった地名があることあら、おそらくは部落解放同盟の所在地や地域総合センターの場所を分かる範囲で書き並べたものと考えられる。このような物を部落地名総鑑と言うことはできないのだから、そもそも事件と呼べるようなことがあったと言えない。別の見方をすれば、いい加減に住所を並べただけで、部落地名総鑑と呼ばれるようなものを作ることができると言える。

また、昭和50年に問題となった古典的な部落地名総鑑にしても、滋賀県に関しては同時期（昭和49）年に「滋賀の部落」のような図書が堂々と出版されているのであるから、単に同和地区名が公になることが

問題であったとは考えにくい。問題とされたのは就職差別という行為である。

インターネットが普及した現在では、同和地区の場所を特定することはさらに手軽になっており、同和地区の一覧を部落地名総鑑と呼んで問題にすることが、ほとんど無意味になっている。一部の同和団体からは、むしろ混住がすすんでいる現状を広報することが部落地名総鑑を無意味にする近道であるとの意見が出ている（甲14号証 自由同和会平成22年度運動方針 5, 6ページ）。

- (2) いわゆる身元調査と呼ばれるものについて、実際にそれにより差別が行われたということと、部落差別と関係するものであることを、被告は全く示しておらず、論理の飛躍がある。

被告のいう戸籍の不正取得は、部落差別とは無関係の可能性はある。例えば、平成22年12月20日に高裁判所第一小法廷で判決が出された行政書士法違反被告事件（平成20(あ)1071）では、家系図の作成業者が行政書士から「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を取得して、戸籍・除籍謄本の請求を行うという不正行為を行っていた。

また、民間企業の採用や結婚のような私人間の関係には憲法14条、19条は直接適用されず（昭和43(オ)932 いわゆる三菱樹脂事件，昭和42(行ツ)59 いわゆる昭和女子大事件），結婚や就職で排除する基準となり得る個人の属性というのは、いくらでも考えられるため、身元調査が即座に部落差別であると判断するのは短絡的である。例えば戸籍や住民票を過去の新聞報道や官報等と照合して、親戚や家族に犯罪者や破産者がいないか、あるいは特定の政治団体や宗教団体に所属していないか調べるということもあり得る。

- (3) 被告が「同和地区差別問い合わせ事件」と言っているものは、甲7号証の「愛荘町役場への東近江市民による電話での同和地区地合わせ差別事件」のことであると考えられるが、これは同和地区の場所が表向き

秘密であることを悪用して、部落解放同盟滋賀県連合会と行政が不法行為を行った事例であって、部落差別が行われたものではない。

- (4) 乙9号証「こころのいずみへ」の7ページでは「〇〇町は同和地区！」というようなものが差別落書きとして紹介されているが、〇〇が実際に同和地区であれば事実を書いただけで偏見でも差別でもない。おそらくは、どこが同和地区かという誰にでも分かる事実を公言すると非難されるような状況があるので、井戸に向かって「王様の耳はロバの耳」と叫んだ床屋のように、匿名で書く人がいるというだけのことである。

同じページに紹介されている「部落出身の〇〇，△△どもの対応はむずかしい」ということも、これだけでは詳細は分からないが、実際に仕事などで「部落出身の〇〇，△△ども」への対応に手こずった人が腹いせに書いたとすれば、落書きという方法の是非はともかくとして、差別と断定することはできない。

5 意識調査について

- (1) 被告第1準備書面第2の2(2)では、他県の意識調査を「根深い差別意識」がある根拠としているが、「奈良県と兵庫県と岐阜県の人が差別するのであれば、滋賀県の人でも差別するだろう」という考えは、まさに早まった一般化で、偏見そのものである。

滋賀県の意識調査では、家が同和地区に隣接していることを理由に買うことを見合わせることをどう思うかという質問に対して、「いちがいはいえない」という回答が最も多かったということであるが、常識的な結果である。ここでいう同和地区が、具体的にどこを指すのか不明であるし、同和地区と言っても様々であるので、断定的な答えを出せないのは当然である。例えば「家が一般地区に隣接していることを理由に買うことを見合わせることをどう思うか」と質問しても答えは同様であろう。

「当然だと思う」という答えが若干あるが、被告は同和地区に関係すれば就職や結婚で差別されるおそれがあると説明してきたのだから、それを真に受ければ、どこの同和地区であろうと近隣の家を買いたくないと考えるのは、ある意味当然である。

6 同和地区名が個人に関する情報と言えるか

(1) 被告第1準備書面第2の5(3)ア(ア)b(14ページ)で、同和地区の住民が「未解放部落」または「部落」とよばれて差別の対象となっていることが述べられているが、これは昭和40年の同和対策審議会答申の内容そのままであって、現在の滋賀県に言えることではない。また、被告は同和地区名がその地区の関係者に対する差別用語として使用されているというが、原告が把握する限りそのような事実はない(例えば、原告が平成23年1月12日に高島市今津町浜分川尻の部落解放同盟支部長に聞いたところ「県がそんなこと言ってたんか?」と逆に驚かされてしまった)。

(2) 被告第1準備書面第2の5(3)ア(ア)c(15ページ)で、住宅地図や電話帳と照合することにより「特定の個人が同和地区に居住している」ことや「特定の個人が同和地区の出身者ないし関係者である」と確認できるので、個人識別情報に該当しているとしている。

しかし、地図や電話帳を見れば居住者が分かるのは当然のことであり、それは同和地区でなくても同じである。なお、同和地区に限って言えば、同和対策公営住宅の入居者を住宅地図や電話帳、現地の表札で調べれば、行政が認識している同和関係者を特定することができる(甲10号証の「特別対策一覧表」の16番を参照)が、本件情報とは関係ないし、事業の性質上やむを得ないことである。

(3) 原告が知る限り、情報公開制度において地区名が個人情報として扱われることは通常あり得ない。例えば犯罪の発生現場のような地域のイメージを損なう情報であっても、公開されるのが慣例である(甲15号

証「滋賀県警察犯罪発生マップ」)。

- (4) 同和地区を特別に個人情報として非公開にしても、事実上同和地区を公開していることと同じである。例えば甲9号証「子どもを支える人権のまちづくり促進事業」に関する滋賀県情報公開審査会の答申では、そのような基準で公開非公開を判断した結果、事実上の同和対策を行っている施設が非公開ということから、分かるようになってしまっている(非公開とされたセンターを自治体の条例で調べればよい)。
- (5) 甲11の1～4号証は草津市の同和行政の見直しについて議論するための資料であり、市民が今後の地域対策のあり方を議論する上で必要なものであるが、現状では地名を伏せることが意味を為していないし、地名を特定できる部分を全て伏せてしまうと、資料として何の役にも立たなくなってしまう。
- (6) 他の自治体では、三重県四日市市の情報公開審査会が同和対策の改良住宅の所在地を開示するべきであるという判断をした事例がある(甲第16号証)
- (7) 「滋賀の部落」について
- ア 被告第1準備書面第2の5(3)ア(イ)b(17ページ)は、
「滋賀の部落」は制限図書とされており、国立国会図書館でも人権の侵害等により利用に供することが不相当と認められる資料の利用の制限をすることができるという。
- イ しかし、滋賀県の制限図書利用要綱(乙25証)は、閲覧と複写にあたって特別の手続きを設けているだけである。「館長の許可を受けなければならない」との定めがあるが、どのような基準で館長が許可し、あるいは許可しないのか定められていない。
- なお、原告は平成23年1月6日に、滋賀県立図書館長に「滋賀の部落」の閲覧を申請したが、平成23年1月18日現在、申請に対する応答が保留されたままの状況である。

ウ また、「滋賀の部落」は人権を侵害するような資料ではなく、国立国会図書館で利用が制限されている事実はない。

7 同和地区の場所が公知であるかどうか

(1) センターの名称と位置について

ア 被告第1準備書面第2の5(3)ア(イ)c(18ページ)は、センターが同和対策事業として設置されたことを知る者は、行政関係者・研究者などごく一部に限られている」という。

イ しかし、滋賀県知事がセンターの名称や位置を非公開としたこと自体がセンターが同和対策目的であることを公にしている。

ウ また、次の事実からセンターが同和対策目的であることが以前から広く知られていることは疑いない。

(ア) 「こころのいずみへ」(乙9号証)16ページに「これまで主に同和地区の人々の自立と交流を目的に運営されてきた地域総合センター」と書かれており、裏表紙には「周りの人にも回覧していただくなど有効に活用してください」と書かれている。これは、被告自身がセンターが同和対策目的であることを県民に広く知らせてきたことを示すものである。

(イ) 全てではないが、多くの設置管理条例はセンターが同和対策目的であることを明記していた。例えば近江八幡市隣保館条例(甲18の1号証)、近江八幡市立教育集会所の設置等に関する条例(甲18の2号証)、甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例(甲18の3号証)、米原町教育集会所の設置等に関する条例(甲18の4号証)、米原町立隣保館の設置等に関する条例(甲18の5号証)、八日市市隣保館条例(甲18の6号証)、愛東町人権啓発センター設置条例(甲18の7号証)には施設の設置目的や事業内容に

同和地区，同和対策，同和行政のいずれかの記述がある。

(ウ) 同和対策審議会答申（乙5号証）の18ページに「昭和28年度の国の予算に戦後始めて，同和地区に隣保館を設置する経費の補助金が計上され」，同じく21ページには「集会所，保育所，隣保館等の施設の建設などを総合的に行う基本計画の作成を含む地区整備の制度を設けること」とある。

言うまでもなく同和対策審議会答申の内容は公知のものであり，これを読めば戦後の早い時期から事実上隣保館が同和対策目的で設置されてきたことをうかがい知ることができる。

8 事務事業について

- (1) 被告の事務事業というものは，同和問題を含む人権問題解決に向け，人権教育・啓発等の事業を行うことである。
- (2) しかし，そのために具体的にどのような事業を実施するかということとは別問題である。

事実，「滋賀の部落」を発行した滋賀県同和問題研究所も同和問題の解決のための活動をした団体であるが，同和地区の場所を秘密にしていなかった。

従って，本件情報の公開は被告の事務事業を妨げるものではない。

証 拠 説 明 書

平成23年1月18日

大津地方裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 8	滋賀県 平成22 年度当 初予算 見積要 求額資 料	写し	H22.2.6	滋賀県	事実上の同和 対策が存在す ること。
甲 9	滋賀県 情報公 開審査 会答申 第46号	写し	H22.3.31	滋賀県 情報公 開審査 会	事実上の同和 対策が存在す ること，地区 名の非公開に より同和対策 対象地域が分 かること。
甲 1 0	草津市 同和対 策施策 見直し 検討委 員会資 料	写し	H22.4.1	草津市	同和対策事業 の実例，同和 関係者だけ入 居する公営住 宅があること 等。
甲 1 1 の 1	地区の 現状と 課題等 (西 一)	写し	H22.10.12	草津市	具体的な同和 地区の状況 等。
甲 1 1 の 2	地区の 現状と 課題等 (芦 浦)	写し	H22.9.16	草津市	同上

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1 1 の 3	地区の 現状と 課題等 (橋 岡)	写し	H22.9.16	草津市	同上
甲 1 1 の 4	地区の 現状と 課題等 (新 田)	写し	H22.10.12	草津市	同上
甲 1 2	広報ひ の平成 19年6月	写し	H19.5.28	日野町	同和対策事業 を終了した自 治体があるこ と。
甲 1 3	部落地 名総鑑	写し	H18.9.19	不詳	でたらめな地 名の列挙でも 部落地名総鑑 とされるこ と。
甲 1 4	自由同 和会平 成22年 度運動 方針	写し	H22.5.25	自由同 和会中 央本部	部落地名総鑑 の存在自体を 問題とはしな い同和団体 があること。
甲 1 5	滋賀県 警察犯 罪発生 マップ	写し	H23.1.15	滋賀県 警察本 部	犯罪の発生場 所は公開され ること。
甲 1 6	四日市 市情報 公開審 査会答 申平成 20年 度答申 第4号	写し	H20.7.31	四日市 市情報 公開審 査会	本件情報と類 似の情報を公 開すべきとし た情報公開審 査会の答申が あること。
甲 1 7 の 1	知事へ の手紙 (質 問)	写し	H20.5.18	原告	部落解放同盟 滋賀県連合会 が滋賀県内の 同和地区の場 所を把握して いること。

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1 7 の 2	知事への手紙 (回答)	写し	H22.6.12	滋賀県	同上
甲 1 8 の 1	近江八幡市隣保館条例	写し	S39.3.26(H12最終改正)	近江八幡市	条例からセンターが同和対策目的であると明らかなこと。
甲 1 8 の 2	近江八幡市立教育集会所の設置等に関する条例	写し	S47.7.1(H12最終改正)	近江八幡市	同上
甲 1 8 の 3	甲賀町地域総合センターの設置等に関する条例	写し	H13.3.22	甲賀町	同上
甲 1 8 の 4	米原町教育集会所の設置等に関する条例	写し	S52.10.6(H16.9.24最終改正)	米原町	同上
甲 1 8 の 5	米原町立隣保館の設置等に関する条例	写し	S46.11.4(S52.10.6最終改正)	米原町	同上
甲 1 8 の 6	八日市市隣保館条例の一部を改正する条例	写し	S53.3.30	八日市市	同上

号 証	標 目	原本/写し	作 成 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 1 8 の 7	愛東町 人権啓 発セン ター設 置条例	写し	H4.6.25(H6.6.30最終改正)	愛東町	同上